

余裕金等の運用計画について
(案)

2023年度第2回評議員会(2024年2月5日開催)及び第17回通常総会(2024年3月5日開催)において、2024年度余裕金等運用方針が議決されたことから、当該方針を踏まえ別紙のとおり2024年度余裕金等運用計画を策定し、余裕金等の運用を行うこととする。

以上

【添付資料】

別紙：2024年度余裕金等運用計画

〈参考1〉

2024年度余裕金等運用方針

- 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第41条に規定する納付金(以下「納付金」という。)の運用については、以下のとおりとする。
- 納付金の運用にあたっては、原則として、納付金の元本を確保するとともに、本機関の運営に支障が生じないように流動性の確保に努めることを基本方針とする。
- 運用額については、原則として、納付金額から直近の交付金交付予定額の110%を除いた額とする。
- 運用方法については、原則として、元本保証の安全性^{*}及び流動性等の観点から、運用額の50%を3か月サイクルの譲渡性預金とし、残りの運用額を1か月サイクルの譲渡性預金とする。
ただし、1か月サイクルの運用額と手持保有資金の合計が5千億円未満の場合は、原則として、3か月サイクルの運用を取り止め1か月サイクルの運用に振り替えることとする。
^{*} 金融機関の破綻リスクを除く。
- 運用額以外の預金については、安全性の観点から決済用預金(利息のつかない普通預金)で保有する。
- 運用益については、納付金に充てるものとする。
- 運用額の単位は10億円とする。

〈参考2〉

○余裕金等の運用業務の細則に関する規程
(余裕金等運用計画)

- 第11条 決済性預金以外での運用対象資産を保有する業務については、毎事業年度、翌事業年度における余裕金等運用計画を策定し、理事会の議決を経なければならない。
- 2 期中に決済性預金以外での運用対象資産を新規に保有する業務については、運用を開始する前までに余裕金等運用計画を策定し、理事会の議決を経なければならない。

2024年度余裕金等運用計画

運用対象資産	運用額見込（月間）	計画金利 （現時点の計画金利）	運用益見込（年間）
譲渡性預金 （1か月運用）	2,000億円	0.001%	2百万円
譲渡性預金 （3か月運用）	—	—	—
計	2,000億円	—	2百万円

- （注）1．再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第41条に規定する納付金の運用。
- 2．現時点での収支見通しでは、3か月運用が行える状況（1か月サイクルの運用額と手持保有資金の合計が5千億円以上）ではないため「—」とした。